

# お忘れなく

## 市・県民税の申告

**申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)**

今年も、市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。なお、申告相談は、各支所ごとに、13～15ページの日程表のとおり実施します。

### 申告が必要となる人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

- 平成18年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成17年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をされていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)

で、給与以外の所得がある人  
●所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

また、次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

### 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成17年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、  
①給与の収入が2,000万円を超える人  
②給与所得以外の所得が20万円を超える人

- ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

### 申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得のある人は、平成17年中の所得の明細(所得計算に必要な帳簿や領収証、支払証明書など)
- 給与収入や年金収入のある人は、源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や損害保険料控除、寄付金控除を受ける人は、領収証や支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、今回から保険料控除証明書や領収証が必要で、明書や領収証が必要で、
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望される方は、口座番号・銀行印

- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、登記簿謄本または抄本、売買契約書または工事請負契約書の写し、住民票の写し、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など
- 新規に障害者控除を受けられる場合は、障害を証明する手帳など、肉用牛の免税を受けられる場合は、販売証明書

### お取手をいっしょに

- ◆源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- ◆税務署からは、必ず税務署内のあった人は、必ず税務署で申告してください。また、税務署から期日指定通知のあった人は、指定日に申告してください。
- ◆申告は、郵送(3月15日消印有効)でもできます。

### お願い

- ①農業所得の申告をされる人は、必ず収支内訳書あるいは月別集計表を作成して、当日持参してください。

日持参してください。

- ②医療費控除のある人は、領収書などを、日付順・個人別・医療機関別に分けて集計し、当日持参してください。
- ③農業所得の申告をされる人で、収支内訳書あるいは月別集計表を作成していない方は、医療費控除を受けられる方で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。
- ④各地区の割当日に申告したいかどうか、ご協力をお願いいたします。
- ⑤申告者が集中した場合は、会場でお待ちいただくことがあります。
- ⑥税務署から申告書が送付されている場合は、忘れずにご持参ください。

### 問い合わせ

- 庄原市税務課市民税係  
☎0824-73-1146
- 各支所税務担当係(連絡先は各日程表の下部に記載)
- 庄原税務署  
☎0824-72-0464

### 市・県民税の申告相談

2月16日(木)から3月15日(水)まで、各表の日程で市・県民税の申告相談を受け付けます。  
なお、申告相談は、これまでどおり各支所で受け付けます。申告について分からないことなどありましたら、最寄りの相談会場までお越しください。

### 庄原

- ①2月16日(木)～3月1日(水)の間は、市役所での申告相談は行いません。
- ②今年度も「市民税・県民税申告書」は送付していませんが、「申告が必要となる人」に該当する人は、申告をお願いいたします(郵送による申告を希望する場合は、市役所または最寄りの公民館、庄原農協各支店に申告書を用意しています)。

### 問い合わせ

- 税務課市民税係  
☎0824-73-1146

平成18年度 市県民税申告相談日程 市外局番:0824

### 庄原地域

月 日	場 所	午 前(受付 8時30分～11時30分)	午 後(受付 13時～16時30分)
2月16日(木)	高公民館 ☎72-0935	高町のうち 上組、市場、貝六	高町のうち 三協、夜燈
17日(金)		高町のうち 高取、上組上 小用町	川西町
20日(月)	本村公民館 ☎78-2743	本村町のうち 下本 上谷町	本村町のうち 上本、中本
21日(火)	峰田公民館 ☎78-2849	峰田町のうち 峰、発展、赤川 津谷、仲蔵	峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大歳、大谷 春田町
22日(水)	敷信公民館 ☎72-0571	実留町のうち 1区、2区、3区	実留町のうち 4区 一木町 板橋町のうち 東、池の内(他は3月10日)
23日(木)	北公民館 ☎72-0564	川北町のうち 合の峠、田の平、大津恵、 秋国、盤の谷、須川	川北町のうち 八幡、天満、下重行、上重行
24日(金)		川北町のうち 市場、茶屋、富田 門田町のうち 下組、進農	濁川町 門田町のうち 平組、中原
27日(月)		殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
28日(火)	山内公民館 ☎74-0451	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王 木戸町
3月1日(水)		高茂町 水越町	
2日(木)		田原町	市町
3日(金)		宮内町 中本町一丁目	戸郷町 三日市町のうち 山の崎住宅 西本町一丁目
6日(月)		高門町 新庄町のうち 西	是松町 新庄町のうち 東
7日(火)		上原町のうち 南 西本町四丁目	上原町のうち 1区 中本町二丁目
8日(水)	市役所 2階会議室 ☎73-1146	七塚町のうち 東	七塚町のうち 西 東本町四丁目
9日(木)		川手町のうち 沖組、下組	川手町のうち 上組、中組
10日(金)		永末町 掛田町	板橋町のうち 西(池の内は2月22日) 東本町一丁目
13日(月)		本町 三日市町のうち 三日市第2区	三日市町のうち 三日市第1区、第3区 西本町二丁目
14日(火)		大久保町 東本町二丁目	東本町三丁目 西本町三丁目
15日(水)		予備日	

平成18年度 市県民税申告相談受付日程表

総領地域			比和地域		高野地域	
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時
2/16(木)	総領支所 2階 第1・第2会議室 ☎88-3063		比和支所 特設会場 ☎85-3001	比和谷	高野支所 2階特設 会場 ☎86-2115	中門田
17(金)				比和上、比和中、比和下		岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾
20(月)		全 域		布 見		岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上
21(火)				永 原		奥門田のうち 湯ノ谷、 西川、奥門田中、奥門田下
22(水)				山 王		下門田
23(木)	黒目自治振興会館 ☎88-2705	黒 目		石ケ原		上里原
24(金)	亀谷自治振興会館 ☎88-2204	亀 谷のうち 五郎丸を除く 五 箇のうち 矢谷		午前:越 原 午後:事務整理日		高 暮
27(月)	五領自治 振興会館 ☎88-2364	亀 谷のうち 五郎丸 上領家、中領家		税務署相談日		新 市のうち 上本町、祇園町、土手
28(火)		五 箇のうち矢谷を除く		午前:古墳上 午後:中先途		新 市のうち 新町、札場 税務署 相談日
3/1(水)	上市自治振興会館 ☎88-2366	上 市		午前:古墳下 午後:甲之邑		新 市のうち 下本町、西町
2(木)	稲草西自治振興会館 ☎88-2251	稲草西		午前:木屋原上 午後:木屋原中		新 市のうち 市原、東半戸、殿垣内
3(金)	木屋自治振興会館 ☎88-2225	木 屋		午前:木屋原下 午後:絞 り		新 市のうち 別所、上市、和手川、川角
6(月)	総領支所 2階 第1・第2会議室 ☎88-3063	下領家		小和田南		上湯川のうち 俵原、餅ノ実、郷原、上湯川中
7(火)				小和田東		上湯川のうち 笹谷 下湯川のうち 土居
8(水)				小和田北		下湯川のうち 尻無、 下湯川中、下湯川下
9(木)				福田上		南
10(金)		全 域		事務整理日		和南原のうち 篠原、深石、三沢
13(月)				福田下		和南原のうち 水谷、隣組、奥三沢
14(火)				元 常		和南原のうち 貝崎、寸為、和南原開拓
15(水)				事務整理日		事務整理日

**■ 総領**  
① 指定日に申告できない方は、3月15日(水)までの全域が対象の日に支所で申告してください。  
② 2月23日(木)から3月6日(月)までは各地域に出向きますので、支所での申告はできません。  
**■ 問い合わせ**  
総領支所市民課  
☎0824-88-3063

**■ 比和**  
「住宅借入金(取得)等特別控除等」を受けようとする場合や、「配当所得」、「商品先物取引」、「山林所得」による所得がある人は、できるだけ2月27日(月)の税務署相談日にお越しください。  
**■ 問い合わせ**  
比和支所市民課  
☎0824-85-3001

**■ 高野**  
① 今年度から、会場が高野支所2階へ変更となっています。  
② 2月28日(火)は、割当の地域と税務署の職員に相談したい方の相談日です。  
**■ 問い合わせ**  
高野支所市民課  
☎0824-86-2115

平成18年度 市県民税申告相談受付日程表

市外番 東城地域以外:0824  
東 城 地 域:08477

口和地域			東城地域		西城地域	
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時
2/16(木)	ヒューマン ライツ ☎87-2213	竹地本谷、下横原、上横原	東城支所 3階 大会議室 ☎2-5121	三坂、新免	西城公民館 -1階農研室 ☎82-2124	大・屋・入・江
17(金)		芦原、麻志 落合、真金原 税務署 相談日		久 代		
20(月)		伊与谷、岩根、川東		川西(宮平、比奈、上市、新丁)		高・尾 税務署 相談日
21(火)		永石、永沢、一日市、藤根		川西(陰地、川西下)		
22(水)		池津、矢淵、湯木市場		川東(久松、下1 ～下6を除く) 税務署から 申告相談日 が指定され ておられる 方、青色申 告の方		八・鳥・平・子
23(木)		宮沖、永田市場、大塩		川東(久松、下1 ～下6)		
24(金)	口和保健 センター ☎89-7070	中郷、福祉村、深屋		東城 (新町、館町以外)		中・野・福・山
27(月)		宮下、宮下ハイツ、大久保		川西(上記以外)、菅、受原		
28(火)		元恒、出雲石		粟田(東区、南区)、竹森 東城(館町)		予備日
3/1(水)		金田本谷、塩谷		田黒、帝釈山中 保田		簡易申告日
2(木)		石谷、下金田	八幡多目的 研修センター ☎4-0205	森	受付時間 9時30分～16時	小鳥原、西・城
3(金)		常定東、常定西		川鳥		
6(月)		田口、熊谷、紙谷、桑垣内		千鳥、塩原		熊・野・栗
7(火)		中組、宮内市場、大草黒谷	内堀健康 増進センター ☎5-0057	内堀、小串	受付時間 9時30分～16時	予備日
8(水)	ヒューマン ライツ ☎87-2213	木原後庵、向住		小奴可(川より西)		
9(木)		日南、吉木、皆原		小奴可(川より東)、 加谷、持丸、板井谷		大・佐・油・木
10(金)		大佐古、原畑、大月市場	帝釈環境 改善センター ☎6-0055	帝釈末渡、帝釈始終、 帝釈宇山	受付時間 9時30分～16時	
13(月)		岡組、上組		粟田(中区、北区) 東城(新町)		三・坂・中・迫
14(火)	口和支所 ☎87-2112	全域	東城支所 3階 大会議室 ☎2-5121	戸宇		予備日
15(水)		全域		福代、上記以外		

**■ 口和**  
指定日以外にお越しの際は、できるだけ午後の来場をお願いします。  
**■ 問い合わせ**  
口和支所市民課  
☎0824-87-2112

**■ 東城**  
① 該当日に都合が悪い場合は、東城支所会場で申告してください。  
② 表の日程中は、東城支所市民課での申告相談は行いません。  
③ 今年から、青色申告者の相談日は税務署の相談日3日間となります。それ以外は、税務署に直接提出してください。  
**■ 問い合わせ**  
東城支所市民課  
☎08477-2-5121

**■ 西城**  
① 3月1日(水)の簡易申告日は、原則年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易申告相談日です。  
② 2月20日(月)・21日(火)は、庄原税務署の出張「所得税申告相談日」ですので、ご利用ください。  
**■ 問い合わせ**  
西城支所市民課  
☎0824-82-2124